

新連載 刑弁でGO!

2009年5月21日から裁判員制度が実施されます。同じ日に被疑者国選の対象も拡大され、現在の10倍くらいの数が見込まれています。刑事弁護の世界は、今ダイナミックに変わっていています。今月から始まるこの連載では、刑事弁護関連のトピックをご紹介しますとともに、会員の弁護実践報告をご紹介します。ご期待ください。

トピック

12月5日、日弁連臨時総会で、「少年・刑事財政基金」の創設を実現しよう!

刑事弁護委員会委員
川村 百合 (49期)



私たちは今、日弁連に1か月4200円の当番弁護士等特別会費を納めている。この特別会費は当番弁護士等緊急財政基金(当番基金)に組み入れられている。

当番弁護士制度は、国費による被疑者弁護制度の実現を目指し、全国の単位会が実施してきた制度であり、日弁連は各単位会の制度実施を財政面で支援するため、当番基金から補助金を支出し続けてきた。われわれ会員が負担に耐えたことが功を奏し、被疑者国選弁護制度が実現し、2009年5月からはその対象事件が、いわゆる必要的弁護事件にまで広がる。当番基金の所期の目的の過半は達したと言ってよい。

しかし、問題は少年事件である。被疑者国選弁護制度の対象者の中には少年もいる。ところが、少年の被疑者国選弁護人に選任された場合、大多数の事件において、家裁送致後は、活動の根拠を失う。なぜなら、家裁送致後に国選付添人が選任されるのは、検察官関与事件の他は、故意の犯罪行為による死亡事件や短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件に限定されるからである。

しかし、国選弁護人として少年の弁護に当たってきた弁護士が、家裁送致後に国選付添人になれないからといって、少年に対して、「さようなら。あとは自分の力で頑張りなさい」と言えるだろうか?

日弁連の目標は、国選付添人選任の対象事件を拡大して、少なくとも身体拘束されている少年にはすべて、国費で付添人が選任されるような制度を作ることである。しかし、その目標達成までの間、法的救済を待つ少年たちを放置することはできない。

東京三会では2004年10月から、当番付添人制度

(全件付添人制度)を実施している。全面的な国選付添人制度実現に向けた運動の一環である。この制度は、その後4年の間に、ほぼ全国に広まった。

各地の当番付添人制度を財政面から支えるため、日弁連は2007年10月より、法テラスに対し、少年保護事件付添援助事業を委託することにした。これは付添人活動に対する報酬を援助するための事業である。委託費はすべて日弁連が負担している。この委託を続けるためには財源が必要である。ところが、当番弁護士等特別会費の徴収期限は来年5月までとされている。

そこで、来る12月5日の日弁連臨時総会で、「少年・刑事財政基金」という名称の新しい基金を創設し、少年保護事件付添援助事業等の財源とすること、そのための特別会費の額は1か月3100円とすることが提案される。そして、付添援助制度の内容は、実際に活動を担う弁護士の負担に少しでも報いるように、これまでより充実したものとなる。担い手に対し、少しでも金銭的な支援をすることが、全国的に担い手を確保し、ひいては全国津々浦々で少年の付添人選任権の実質的保障をするために必要なことでもあると考えるからである。

なお、付添援助事業の財源とすることがこの基金の主たる目的だが、被疑者国選弁護制度も未だ完全なものではなく、必要的弁護事件以外の事件や当番弁護士制度が国選化されるまでは、その報酬や日当もこの基金で賄う必要がある。

12月5日の日弁連臨時総会における東弁会員の動向が、全国から注目されている。

初心者弁護人

刑事弁護委員会委員
白井 徹 (60期)

事 案

事案は電車内における強制わいせつ。被疑者は、妻子あるごく普通のやさしそうな会社員。奥さんが、夜遅くに相談に来られたのが着手するきっかけだった。

奥さんは、夫に対する信頼が厚く、本人との接見後、行為内容を報告しても、「先生、それでも主人を何とか助けてください！ お願いします！ 私の出来ることなら何でもやりますから！」と言ってくれた。

弁護人としては被告人の利益を守ることが第一であるが、この場合は、奥さんを通じて、その思いを一層強く感じていたように思う。

夜も遅かったが、次の日が勾留質問だったため、帰宅しないことを決意し、裁判官に対する申入書を起案した。その間、メールでやりとりをしながら、奥さんに上申書と身元引受書を作成してもらった。全て終わったのは、午前3時30分ころ。奥さんは、次の日朝早くから仕事だった。

朝、裁判所に申入書をFAXし、裁判官と面接。

全くの予想外に、裁判官は勾留請求却下に前向きな意見だった。ただ、被害者の乗る路線に乗らない旨の被疑者の誓約書がないことを指摘した上、奥さんとの面会を希望してきた。奥さんは仕事だったが、連絡を取ると「わかりました。出来るだけ早く行きます！」と即答。誓約書については、裁判官の取り計らいで、本人が作成した。

結果、勾留請求却下。検察官が準抗告をしたが、

棄却。そして、その日の夜遅く、本人は釈放された。奥さんの訪問を受けて約24時間後のことであった。

感 想

私は、被疑者・被告人が人間であるからこそ、その利益を擁護したいという気持ちで刑事弁護をやっており、人間が好きなんだと思う。そしてその価値観は、刑事弁護に生きると信じている。

ただ、生の具体的な人間を前にして、この人間を守る、と全身全霊を傾けることは容易ではない。自分も人間だからこそ、感情がある。これがモチベーションに逆に作用することもある。それは、まだまだ自分が未熟だからだろう。消極的な感情を持って、十分な仕事をするのが、やはりプロなんだと思う。

しかし、被疑者・被告人を思う気持ちが強ければ、それは仕事にいい影響を与えるのだと信じている。そしてそれは、本人のみではなく、周囲の人間を通して持つことが出来ることを、この事件を通して強く感じた。

絶対的な価値はない。周囲の存在があるからこそ、その個人に価値があり、そしてだからこそ、弁護する余地がない人間などこの世にいないと思う。

刑事弁護は、やはり楽しい。